

紹介と批評

Rachel Busbridge,

Multicultural Politics of Recognition and Postcolonial Citizenship: Rethinking the Nation

はじめに

近年、多文化主義は世界的に批判されることが多くなり、場合によっては「失敗だった」とする研究者も増えている。さらには中国政府によるオーストラリアへの影響力・支配力拡大のための陰謀の道具となっているという指摘もある(クライブ・ハミルトン、山岡鉄秀・奥山信二訳『目に見えぬ侵略——中国のオーストラリア支配計画』飛鳥新社、二〇二〇年を参照)。本書は、現在の多文化主義をそのまま擁護するものではないが、ともかくも多文化主義擁護を目的とするものである。「多文化主義 (Multiculturalism)」と、それに基づく「多文化承認政治 (Politics of multicultural recognition)」のポジティブな可能性を前提にした上で

「ネイション (Nation)」や「ナショナリズム (Nationalism)」の概念にはまだ有用性が十分あるので、それらを性急に否定するのは問題だと認識の上に書かれている。つまり、多文化主義と多文化承認の政治を積極的に評価しているようなので大いに気になった、ということを取り上げたい。

とはいえ、単純に多文化主義や多文化承認政治、そしてネイションやナショナリズム概念を擁護するのではなく、そのためにはいろいろな条件があるので、その点を明らかにしたいというのが本書の目的であることは前もって念を押しておきたい。端的にいうと、ネイションやナショナリズム、そして多文化主義や文化・アイデンティティ承認政治に対しては大いに懐疑的な姿勢をみせるポストコロニアル研究者の研究成果を批判的に摂取して、従来の文化観やその文化観に基づく多文化主義、あるいは「相違の政治 (Politics of difference)」を異なった角度から批判的にみて、それらの今後の可能性を再考しようとする。もちろん本書は、古い同化主義に基づく国民統合政策や同質的社会的の再来を求めるものではない。

目次と概要紹介

目次は以下のようにになっている(インデクスを含めて本

文一八七頁)。

Preface

1. Rethinking the Nation
 2. Conceptualising nation: Discourse, democracy and postcolonial debate
 3. Postcolonial politics of recognition?
 4. Contingent universals and shifting particulars: Recognition in popular culture
 5. Aboriginal Australians and recognition politics: Reconciliation, apology, sovereignty
 6. Thinking postcolonial citizenship
- Index*

本書の概要は以下の通りである。

著者は序文において、今日、国際移民の時代の到来により多くの国民社会の多文化社会化が進むなかで、かつてのような同化主義のもとで社会統合を進めて同質社会を再帰させ、マジョリティ国民文化を中心とした安定的統合を求めようとする国民国家は、ほ、ほ、ないことをまず明らかにする。むしろ国際移民時代の多文化社会化を積極的に承認した上

で、国民国家の安定的統合を図るために多文化主義を進んで導入すべきだと主張することが多い。しかしながら、今日の多くの先進諸国が、多文化社会の安定的統合には同化主義は不向きだということを理解しているとはいえず、では多文化主義に基づく社会統合に進んでいるかというところ、そのことには逡巡しているとす。その理由は、多文化主義は統合ではなく、各マイノリティの文化やアイデンティティに対する自己主張を強め、国民文化の下でのより広い社会統合に対するマイノリティの気持ちをも薄めるので「並行生活 (Parallel lives)」が生じ、社会分裂が進むのではないかと恐れているからである。と同時に、近年の国民国家の急速な多文化社会化に対する国民マジョリティの不安を代弁するかのような極右・ポピュリズム運動が盛んになり、移民排斥や多文化主義批判が強まっているからでもある。実際、いくつかの先進諸国では多文化主義、あるいは多文化主義類似の政策を導入したところ、不安定な社会分裂状況を生みだしたとして、多文化主義に対して距離を置こうとする動きもでている。多文化主義の失敗を首相や大統領が論じたドイツ、フランス、イギリスに加え、オランダやスウェーデンなどがそうした事例に当てはまる。

その一方で、移民・難民、あるいは先住民民族マイノリ

ティは、自分たちに対して長い間、差別排斥的で、同化主義的な社会統合を押し付けてきた国々が急に多文化主義を導入したとしても、その多文化主義は、西洋的価値の遵守を強く求めた上での多文化主義（リベラルな多文化主義）であることが多いため、制限付き多文化主義であり、同化主義時代と同じようにマイノリティの文化やアイデンティティが正しく承認されないのではないか、つまりマイノリティは非リベラルな劣等人種・民族だとはじめから偏見の目で見られているので、今まで通り抑圧や周辺化の圧力を敏感に感じ取り、むしろ反発を強めることが多い。その結果、国民マジョリティは、マイノリティは社会統合を拒んでいると誤解しがちであり、双方に多文化主義への不信が募ることになりやすい。反多文化主義の雰囲気は各国で強まるのである。

採用される多文化主義が本当に国民文化とマイノリティ文化を対等に扱っただけでなく、マジョリティがマイノリティ文化を正しく理解した上で承認してくれるかどうかに対する不信が存在するのは、多様な文化を対等に扱うとしながらも、多文化主義国家であっても西洋のリベラルな価値観やリベリズムに基づいた社会制度と政治制度や、それらに沿った生き方が優先されるリベラル多文化主義社会

では、暗黙のうちに西洋白人の文化が優先的に扱われざるを得ない。このような状況は、ポストコロナアルな時代になったとはいえ、コロナアルな状況が今も維持されているのと同じであり、これでは統合ではなく、社会分裂が生みだされる。いずれにせよ序文では民族概念の見直しを提案される。

本書第一章で著者は民族概念の見直しを提案する。それは、既に序文で論じたように多文化社会の統合に必要な主要概念を従来のまま利用できないからである。民族とは領域の明確な国民国家を形成する主流文化・言語集団のことをいうが、その国民国家は主流民族の文化・言語・宗教などが公定文化、公用語、国教として規定される政治団体なので、主流民族と同じ文化・言語・宗教をもたない移民・難民・先住民族集団は必然的に周辺化され被支配的地位に位置付けられてしまう。国民国家は不平等な制度的差別の体系なのである。しかも、ポストコロナアルな研究者のいうように、文化に加えアイデンティティも本質的には雑種であると同時に、日々変容するものであるにもかかわらず、正統的で純粹で真正な伝統文化の恒久性が主張されがちであり、不変的で固定的で本質主義的に想像されるため、異文化との接触による混淆や変容に対しては不寛容になりが

ちである。この結果、民族と民族文化は同質的なものとして概念化され、国民国家の多くでは差別排斥主義や同化主義による統合が採用されやすくなる。

この民族概念は、マイノリティ集団にも共有されていることが多い。そのため多文化・多民族国家では、常に差別・偏見、不平等、紛争・軋轢が存在することになりがちで、ポストコロナルで多文化社会が進む現在にふさわしい民族概念の構築が必要になる。西洋植民地による帝国主義的植民地拡大の時代に生みだされた民族・民族国家概念は植民地主義的抑圧をともなう。それは今日の脱植民地の時代においても、かつての植民地宗主国に移住してきた植民地出身居住者への対応にもみられるのである。それ故に、概念の革新が必要なのである。

第二章では、民族概念の再構築が論じられる。それではどのように変えればよいのか。アンチコロニアリズム研究者やポストコロナル研究者は、純粹で固定的（境界安定的）な文化観やそれに基づく国民および各個人アイデンティティに疑いの目を向けるので、著者もそれに従って議論を進める。ポストコロナル研究者は、先に論じたように文化を純粹で内容や境界を不変・固定的なものと考えずに雑種であると同時に、環境条件の変化のみならず、マイ

ノリティと位置付けられた移民・難民、先住民族の文化・アイデンティティへのマジヨリテイによる偏見に基づく「誤承認 (Miss-recognition)」や「非承認、軽視、無視 (Non-recognition)」などへの不満に基づく反発により、国民文化を巡る交渉・闘争がおき、時代とともに変化すると考える。その結果、ネイションの領域や境界そのものも変化するのが当たり前なので、従来のネイション概念に強く懐疑的である。さらにマジヨリテイとマイノリティの権力バランスは不均衡なため、交渉・闘争の結果はマイノリティには不満な状況が続きやすいので、反発・紛争は継続しやすい。故にポストコロナル研究者には民族概念そのもの、あるいは民族と国家との結び付きを否定するものも多く、なかには民族を超えてインターナショナルあるいはグローバルな反植民地主義運動を推奨するものもある。著者はこのような議論に対して大いに理解を示しつつも、民族 (国民) 概念の性急な否定には疑問を示す。それは、マイノリティが文化やアイデンティティの承認・修正のための交渉や闘争を行う場として、いきなりグローバル、あるいはインターナショナルな場に進むよりは、国民国家レベルの場における交渉・闘争の方がやりやすいと考えているからである。

第三章では、文化とアイデンティティの承認が議論の中心になる。著者は、国民国家の安定的統合には、かつては力ずくの同化強制が当たり前に考えられていたが、同化主義ではマイノリティ文化・アイデンティティの非承認や誤承認が起きやすい。それでは社会の多様性への認識が十分となるだけでなく、文化やアイデンティティの非承認・誤承認を受けている文化的マイノリティの本源的不満は常に解消されず、紛争の火種は燃り続けることになる。これには、ヘーゲル以来の文化・アイデンティティ承認問題が関わっている。つまり、人間は孤立して生きているわけではなく、集団生活を営んでおり、各々の集団には独自の文化や言語・宗教、そしてアイデンティティがまとわりついているので、それらが集団を取り巻くマジョリティ外集団によって正しく認識され、承認されないとマイノリティの人々は安定的な生活を営めないし、ナショナルな民族文化やアイデンティティへの不満を蓄積することになる。民族文化やアイデンティティの承認を巡るマジョリティとマイノリティの間の不断の対等な交渉が必要になる。このことが認められない社会は民主主義社会とはいえない。

著者は社会の多様性と各マイノリティの文化・アイデンティティが承認されることを「多文化承認 (Multicultural

recognition)」とし、承認を巡る政治を「多文化承認政治 (Politics of multicultural recognition)」あるいは差異の政治という。また、このような多文化承認を基礎に国民国家の建設(再編)を行うことが肝要であるとし、このような多文化承認を基に国民国家建設を続けることを「多文化ナショナルリズム (Multicultural nationalism)」とする。この議論はチャールズ・テイラーやとくにアクセル・ホネットらによって展開されている「承認の政治 (Politics of recognition)」を土台としている。ただし、このような議論は文化やアイデンティティの本質主義化と文化・アイデンティティの真正性問題を発生させるので、短絡的に多文化承認状態を導いても固定的不変文化の併存となり、むしろ問題を引き起こすことになるので、多文化承認についてもポストコロニアル研究者による反論も強い。

そのため、それらの批判を受けて著者は、「ポストコロニアルな承認 (Postcolonial recognition)」と「ポストコロニアルな承認の政治 (Postcolonial recognition politics)」を導きだす。ポストコロニアルな研究では、文化の雑種性と文化の内容と境界の可変性が前提とされるので、多文化承認といっても国民文化の雑種性と可変性を前提としつつ、また各マイノリティ文化の雑種性とアイデンティティの可

変性を同時に前提とするので、国民文化のより柔軟な理解が可能となり、国民文化を優先的に位置づけたとしても、従来のような国民文化を基準とした多文化の序列化をなくしていくことが可能となる。全ての文化は雑種で可変的なので、国民文化のみを固定的に考えて優先的に扱い、多様な文化を序列化することが意味のない社会が真の民主主義の社会である。このようにして、多文化承認のより平等化を図ることができるはずであるとする。

第四章は、多文化承認の平等化と国民文化の相対化がポストコロナル研究に従って進められればよいが、著者はまだ問題が残ると考える。それは、西洋が生み出したものとはいえ、普遍的なものと考えられているリベリズムの存在である。前章でみた多文化主義は、ある国民国家内の多様な文化を平等に扱うとしつつも、暗黙のうちに西洋リベリズムとリベリズムに基礎を置く社会・政治制度を優先するだけでなく、西洋文化への類似性に従ってマイノリティ文化の序列を生みだすと論じられたが、国民文化やマイノリティ文化の雑種性が承認されたとしても、西洋列強や欧米社会の国民文化のリベラルな要素への拘りと、そこから生じる白人優越意識とが共存していると、逆に文化の不平等という非リベラルな多文化社会（新植民地主義社

会）を生みだしていくのである。

確かに、不用意に第三世界に多文化主義を持ち込むと、男女差別や人種差別、性的指向面での LGBTQ 差別を多文化性容認の下で固定化してしまう危険もある。このような場合にはリベリズムの存在を意識しなければならぬし、文化変容を促進するためには文化の可変性が前提とされなければならないが、他方で、リベリズムの普遍性を前提としたことから生まれる白人の差別的優越意識の存在にも対応する必要がでてくる。そして、ポストコロナルな研究に従って西洋の中心性を相対化しない限り、真のポストコロナルな多文化社会状況は実現しないという。この点を明らかにするために著者は本章で、西洋で始まった女性解放運動が、世界に拡散していく過程で発生した様々な対立を例にとる。

西洋の女性解放運動の拡散により非西洋人運動家も参入してくると、西洋白人女性を中心に、世界的な女性解放運動のアジェンダや解決法が設定・策定されていくことに對する非西洋人参加者からの不満が強くなっていくが、先進国の運動家はそれに対して非白人の女性解放問題を特殊なもの、あるいは「遅れ」として済ませがちである。そのため白人女性の立場を中心に考え、第三世界の女性問題を周

辺的に捉えようとする西洋中心思考（普遍中心・特殊周辺思考）が見え隠れしていることが判明する。その結果、女性解放運動の分裂やら対立が生みだされたのである。リベラリズム至上主義に基づく西洋普遍中心・非西洋特殊周辺思考に基づく西洋人の優越意識が、現在でも植民地主義として欧米諸国の第三世界からの移住者への差別を形作っている。故に、普遍と特殊という二項対立図式の相対化が進められなければならないし、その上で多文化承認がなされないとなれば木阿弥になると心配する。それでは、普遍と特殊をひっくり返してみることや、複数の普遍を考えるとということも考えられるが、西洋一極の普遍性思考の相対化が必要なことは間違いない。

第五章と第六章では、今までの議論を前提にした上で、より具体的な状況におけるポストコロニアルな多文化（差異）承認政治と国民文化を巡る交渉・闘争・承認・抑圧そして変容状況を具体的にみることになる。二つの章ではオーストラリアに目を向ける。第五章ではオーストラリアのムスリム系移民による文化交流・闘争が扱われ、第六章では、オーストラリア先住民族の文化承認に関わる白人による強制里子政策を巡る和解・謝罪と土地返還・主権承認問題論争が扱われる。

第五章では、ムスリム系住民が九・一一事件以後のオーストラリアにおいてもイスラーム嫌悪拡大増幅状況のなかで、イスラーム嫌悪がムスリム系住民の文化・宗教・日常生活に対する、ほとんどのオーストラリア主流メディアの偏見、無知と誤解に基づく報道に大きく起因するというところから、ムスリム系住民が自らオーストラリア国民向けの大衆番組を制作し、国民のムスリムへの偏見・誤認（誤承認）を少しでも解消すると同時に啓蒙するいくつかの番組の内容を分析して、ムスリム系住民と国民そして主流メディアとの間にどのような文化交流が進められたのか論証する。二〇世紀末から二一世紀初頭のイラン―イラク戦争、第一次中東戦争、第二次中東戦争、そして、九・一一事件以後のアフガニスタンと中東における戦争、そして「イスラーム国（IS）」によるシリアとイラク領域内での内戦と同時並行して起きた欧米におけるイスラーム過激主義者によるテロ事件多発により、オーストラリア国内のイスラーム嫌悪は強まった。オーストラリアはこれらの戦争のほとんどに参加していたため、ISからテロの標的にされており、国内でもテロ事件が未遂を含めて頻発したこともありイスラーム嫌悪は広がり、ムスリム排斥を標榜する極右・ポピュリズム運動も強まった。とはいえ多文化主義時

代の到来のもとで成長したムスリム系若者住民はテロではなく、積極的に多文化承認交渉・闘争へと向かっていった。

イスラーム嫌悪の状況のなかでムスリム自身によるテレビ番組の政策は二一世紀になって始まった。本書で取り上げるものは「サラムカフェー (Salam Cafe)」と「茶色惑星の恐怖 (Fear of Brown Planet)」である。どちらも英語番組である。「サラムカフェー」は二〇〇五年から〇七年に放送されたもので、内容は数名のパネリストが毎回ムスリム住民の日常生活とイスラーム教にまつわる論点を選び、パネリストによる対談のなかで分かりやすく、かつ冗談を交えたアットホームな雰囲気の中で解説するとともに、番組中にはメルボルンの大通りを歩く人々にインタビューして、番組で取り上げられた論点についてどの程度知っているのか質問するが、ほとんど知らないことを明らかにする。毎回論点に関わるゲストも出演し追加的な解説をして番組を終える。パネリストはオーストラリア生まれのムスリム系若者なので、オーストラリア白人若者たちの番組のようである。ただし、パネリストの女性はイスラーム教に従い伝統的な服装をし、男性は髭を蓄えている。「茶色惑星の恐怖」は、二人のムスリム系男性コメディア

ンが中心となり、オーストラリア人によるムスリム系住民に対する差別・偏見・無知・誤認を題材に白人をからかうような挑発的なジョークの多い漫談で観客を笑わせながら番組を展開する。「サラムカフェー」より笑いはるかに多いが内容は硬派である。番組のタイトルは、もともと米国のヒップポップグループで黒人差別に反対する Public Enemy のアルバム「黒色惑星の恐怖 (Fear of Black Planet)」から借用したものできつい主張も含まれる。そのため後者は保守系・ポピュリスト・極右系国民からの批判・脅迫を受けている。

どちらの番組も当初はメルボルンのローカルなエスニックテレビ放送局の番組としてスタートしたが、次第に人気が出て前者は全国放送の多文化放送局 (SBS) により全国放送されるようになり、後者は一般国民向けの全国放送オーストラリア・ナショナル放送局 (ABC) の「オーストラリアストーリー」というオーストラリアの日常を紹介する番組のなかで紹介され有名になった。「茶色惑星」の二人の出演者はその後自分の番組をもつほどの人気者になっていく。「茶色惑星」の番組の出演者もオーストラリア生まれの若者であり、白人オーストラリア人が演じているのと変わりない。著者は、この二つの番組を通して、

オーストラリア国民のムスリム系住民に対する誤認がだいぶ修正されるきっかけになるとともに、オーストラリア文化の多様化を多くの国民が笑いとともにも肌で感じることができただろうとして、大衆文化をターゲットにした文化交流・闘争戦略を評価している。

第六章では、先の章でムスリム住民に対する国民による誤認・偏見・無知などを矯正させるためのムスリム住民による積極的で挑戦的な試み（交渉・闘争）と国民文化の相対化の努力とが分析されていたので、本章では、一九八〇年代以降の多文化主義政策の普及の下での先住民族による文化・アイデンティティ承認を巡る交渉・闘争の分析が扱われるはずだが、実際には先住民族の文化・アイデンティティ承認だけでなく、謝罪と和解、主権を巡る白人国民側の議論の動向、つまり、積極的に承認しようとする白人と承認に反対する白人に国論が二分されている状況が扱われる。これには、多文化主義政策の下で、先住民族と白人オーストラリア人との間の悲惨な歴史が学校でも積極的に学習されるようになり、国民の間で先住民族の福祉問題が意識されるとともに、先住民族の現在の貧困生活・ホームレス問題・犯罪多発と獄中死・非行問題と家庭内暴力・性暴力・児童虐待や福祉依存などの問題が認識され始めること

ともに、先住民族の文化・主権承認問題が浮上してきたことが大いに影響している。

そのなかでまず扱われたのは、一九八八年の入植二〇〇年を巡り、先住民族の主権を認めて改めて議論された入植者との間の条約締結問題である。条約締結は実現しなかったが、後の一九九二年に先住民族への土地返還を巡る裁判で原告の名前を取ったマボ判決が最高裁によって下されて、先住民族の土地に対する先住権原が認められた。さらに二〇世紀に行われた強制里子政策の悲惨な影響が人権平等委員会によって明らかにされ、同問題に対する謝罪と和解（補償）が一九九〇年代半ばに要求されるようになること、謝罪すべきとする左翼系国民とその必要はないとする保守系国民との間で国論が二分された。結局、保守系のハワード連邦首相により謝罪は拒否されただけでなく、二〇〇七年には北部準州の先住民族の生活の矯正のためと称した警察と州政府軍による家庭内暴力と性的虐待の取り締まりや、先住民族の社会秩序、家庭生活安定のための家計管理政策等を含む「北部準州緊急介入（Northern Territory Emergency Intervention）」が、プラグマティックな和解策として導入されてしまい、先住民族の文化・アイデンティティの承認交渉どころではなく、先住民族の文化・ア

イデンティティの矯正を巡る「多文化矯正」の時代になってしまった。これに対して謝罪派の人々の先頭を切って、連邦労働党のラッド首相が二〇〇八年二月に連邦議会で非先住民族国民を代表して謝罪を行ったのである。ただ、強制里子政策への謝罪は個々の先住民族被害者への補償ではなく、先住民族全体への福祉・社会参加支援の充実でお茶が濁された形となった。

以上の先住民族の文化・主権を巡るこれらの動きをみて、著者は先住民族の場合はムスリム系住民のような主体的な交渉・闘争の動きよりも、白人中心に先住民族の文化・アイデンティティを巡る議論のみが先行した上に、主権・補償問題は、マボ判決を除いてほとんど棚上げされたことに注目し、このような先住民族の文化承認を巡る非先住民族国民の動きは、良心の呵責に基づく白人中心の自己満足を求める動きに過ぎず、先住民族の文化承認への主張が軽視されているだけでなく、主権の承認を求める先住民族を移民と同等な地位に置いた上でオーストラリア多文化主義秩序のなかに位置付け、主権承認ではなく文化承認で済まし、伝統的白人オーストラリア国民文化の主導的地位を守ろうとするものに過ぎず、先住民族文化をオーストラリアの多文化の一つとして周辺化するものだと批判も強いことを

指摘する。それでも、先住民族の文化・主権問題が粗上るたびに対立も深まるが、オーストラリア国民の先住民族問題理解は深まっていると著者はいう。

第七章では、オーストラリアでの多文化主義政策の下における、先住民族とムスリム系住民の文化・アイデンティティ承認交渉・闘争は、それなりの成果を上げたことが確認されたとして、著者は、改めて多文化承認政治と多文化主義の有用性を強調する。そのため多文化主義無用論やインターカルチュラリズム（間文化主義）による多文化主義批判については反対の立場を鮮明にする。と同時に、文化やアイデンティティ政治の問題点を意識した上でポストコロナアル研究者のなかで強くネイションや文化概念を批判する人々の議論に理解を示しつつも、文化・アイデンティティ承認を巡る交渉・闘争は、当面の間は国民国家の水準で行う方がプラグマティックであり、ポストネイションの立場から脱国民国家を論じるのは時期尚早だと念を押す。多文化主義の下で多文化市民権が重視されるが、多文化市民権の有効性を強めるには、その弱点をポストコロナアル市民権の考え方で補足する必要があるとする。その上で、ネイション、文化、アイデンティティ、多文化（差異）承認政治と多文化市民権の有用性を確認して議論を閉じる。

評価

本書は、なんといっても多文化主義を擁護するので興味深く読んだが、アイデンティティ承認を巡るポストコロニアル研究による批判に対して批判的に言及し、ややこしい議論が本章の前半から三分の二くらいのところまで続くので辛いところがあった。しかし、ポストコロニアルな研究によって従来の本質主義的な観点を捨てた上でネイション、文化・アイデンティティとそれらを巡る承認の政治、多文化主義、多文化市民権などのポストコロニアル研究者には評判の悪い概念を擁護する研究であり、納得のいく議論であることは了解できた。文化の雑種性とその可変性（境界変動性）を理解することが、多文化社会の安定にとって大変重要だということは、評者も以前より論じてきたところであり支持したい議論であることは間違いない。

しかし、以上の議論を土台に行われたオーストラリアにおけるムスリム系住民による文化・アイデンティティ承認を巡る政治（交渉や闘争）の成果についての著者の議論には、気になるところがある。それは、本書で分析された二つのムスリム系放送番組は、二〇〇〇年代後半に大いに全国的に注目され、それなりのインパクトを与え成果も上げたとと思われるが、二〇一〇年代のアラブの春以後の中東の

政治的混乱や難民問題の発生と同時にISの拡大と紛争の増加は、欧米におけるISシンパであるムスリム系過激主義若者のテロ活動を活発化させ、それはオーストラリアにも及んでおり、オーストラリアのイスラーム嫌悪は二〇一〇年代にも拡大し続け、ポピュリストのボーリン・ハンソンとワン・ネイション党や極右の「リクレイム・オーストラリア」の活動の活性化を促した。また、北部準州における緊急介入は連邦労働党も支持しただけでなく、全国に拡大され、継続していることを考えると、二〇〇〇年代ムスリム系住民の努力や先住民との和解を促進した白人国民による努力の効果が打ち消されているのではないかと思わざるを得ない。著者はオーストラリアがカナダを除く他の欧米先進諸国よりも多文化承認とそれに基づく国民国家形成を進めていることから多少楽観的に考えていたのかもしれない。

ところで、北部準州の緊急介入政策が全国の国民を対象とするように拡大適用されたのは、先住民だけを対象とする北部準州の緊急介入は連邦人種差別禁止法に抵触するので、その対応でもあった。ハワード首相は差別禁止法の一部の効力を停止させた上で緊急政策を導入したが、この動きに反対していた労働党はむしろ全国国民に適用させる

ことによって人種差別禁止法との抵触問題を解消させようとしたのである。この人種差別禁止法への対応による緊急介入の全国拡大が、むしろ先住民民族やムスリム系住民への反感や偏見差別を強化することにもなったとも考えられるので、ムスリム系住民の二〇〇〇年代の努力と一九九〇年代からの白人中心とはいえ和解への先住民民族の努力は多文化社会化への保守からの反発が強すぎて、多文化主義と多文化承認政治の効果とともに薄まりつつあるということが事実であろう。最近では謝罪を行った労働党の多文化主義政治支持も弱くなるなかで、コロナウイルスによる新型肺炎の蔓延によりムスリム問題や先住民民族の主権や文化承認問題は、政治家や人々の意識から薄れているが、本書のいう多文化承認の政治とポストコロナリアル市民権は新型肺炎後のオーストラリアだけでなく世界各地で再び重要な論題となるので、本書の価値が減じることはないので今後とも注目していく必要があるだろう。

本稿執筆中に、先住民とオーストラリア国民との間の文化承認を巡る大きな動きがあった。それは、二〇二一年一月一日よりオーストラリア国歌の一部が修正されたことである。国歌のなかに、オーストラリアは「若く自由 (young and free)」な国だとするフレーズがあるが、それをオー

ストリアは「一つの自由な国 (one and free)」に変更したのである。その理由は、オーストラリアが若いというのは、白人入植以後のことを念頭に考えられており、それ以前より長期にわたりオーストラリア大陸に住んでいた先住民の歴史を無視したものだという先住民からの批判がこの数年の間に強くなった結果である。その中心的な批判活動は、プロのオーストラリアのラグビーやフットボールチームで活躍する先住民系選手が増加し、ラグビーやフットボールの「優勝決定戦 (grand final)」での試合前の国歌斉唱を彼らが拒否したことが原因であった。これは著者が引用したテレビ番組同様の効果をスポーツが果たした事例であるといえよう。二〇〇〇年代の文化・アイデンティティ承認の闘争の効果は失われていないことを示す事例ともいえよう。ただ、変更を認めたモリソン首相は、「one」に多文化よりも社会的結束を強化しようという意味を含意しようとしたのではないかの不信も国民の間にもられる。今後この点の解明が必要ではないかと思われる。

(Oxfordshire UK: Routledge, 2018)

関根 政美